

## 学校給食共同調理場の広域設置・運用に関する合意書

室蘭市と登別市は、令和11年度（2029年度）の供用開始を目途に、学校給食法（昭和29年法律第160号）第6条の共同調理場（以下「共同調理場」という。）を広域で設置し、運用することに合意する。

なお、事業の実施に当たっては、次の基本的枠組により進めるものとする。

- 1 共同調理場の設置・運用に当たっては、地方自治法第252条の2の2第1項に基づく協議会（以下「協議会」という。）を設置し、協議会方式により行うこと。
- 2 協議会は、令和7年度（2025年度）当初を目途に、両市の議会の議決を経て設置し、協議会の代表者は室蘭市とすること。
- 3 共同調理場の建設費に係る費用は、当該建設費の総額から特定財源（地方債を除く）を除いた額を対象として、その一部を両市が均等に負担する均等割により、残りの部分を施設建設時の各市の想定食数を両市の想定食数の合計で除して得た割合により按分して負担する計画食数割によること。
- 4 共同調理場の運営費に係る費用は、各市における提供食数を両市の提供食数の合計で除して得た割合により按分して負担する食数割によること。
- 5 共同調理場の建設予定地は、室蘭市八丁平の室蘭市所有地（別図のとおり）とすること。
- 6 本合意書の内容を変更する場合又は本合意書に定めのない、若しくは疑義が生じた事項については、両市協議の上決定すること。

本合意書の締結を証するため、本書2通を作成し、両市の市長が署名押印の上、各自1通を保有する。

令和5年12月26日

室蘭市長

署 名

登別市長

署 名

別 図

## 学校給食センターの建設予定地について



※黒く囲った部分が建設予定地。なお、実際の範囲及び施設配置計画等に関しては、引き続き両市で協議を進める。